資料2-1

カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理について①【概要】

令和7年10月22日(水) 令和7管理年度TAC変更に関する意見交換会 水産庁

目 次

1. カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の概要について	
(1)これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)資源管理の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)漁獲シナリオ ・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4)ステップアップ管理・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5)ステップ2への移行について ・・・・・・・・・・・・	5
2. TAC管理年度の変更について ・・・・・・・・・・・・・	6

1. カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の概要について (1)これまでの経緯

```
令和4年11月21日 資源管理手法検討部会
令和5年 5月30日 第1回SH(ステークホルダー)会合
12月15日 第2回SH会合
令和6年 5月28日 第3回SH会合
10月17日 令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
令和7年 1月 1日 ステップ1開始
10月22日 令和7管理年度TAC変更に関する意見交換会(本日)
```

1. カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の概要について (2)資源管理の目標

項目	数値
MSY	3. 9万トン
目標管理基準値(Target Reference Point:TRP) =MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	4. 3万トン
限界管理基準値(Limit Reference Point: LRP) =下回ってはいけない資源水準の値。MSYの60%の漁獲量が 得られる親魚量	1. 7万トン
禁漁水準値 =MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	0. 2万トン

1. カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の概要について (3)漁獲シナリオ

- 親魚量が令和17年(2035年)に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、 次の方法で漁獲圧力を調整する。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数($\beta = 0.8$)を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの 漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力をOとする。
- ABCは、資源評価において示されるその年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに基づき算出した漁獲 圧力を乗じて算出し、TACはABCを越えない値とする。

表1. 将来の	平均親魚	魚量(ア	ラトン)		2035年に親魚量が目標管理基準値案(4.3万トン)を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0			4.8	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	44%
0.9			5.0	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	49%
0.8	10.5	7.3	5.3	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	54%
0.7			5.5	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	59%
現状の漁獲圧			5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	56%

表2. 将来の平均漁獲量(万トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		5.2	4.2	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
0.9		5.0	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
0.8	3.7	4.8	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8
0.7		4.5	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7
現状の漁獲圧		4.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8

1. カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の概要について (4)ステップアップ管理

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入している。
- 具体的な考え方(資源管理基本方針・本則に規定)は、次のとおり。

【ステップ1】

- ①TAC報告の体制(漁業者・行政)を確立する。
- ②管理における課題を整理し、解決を図るための取組を行う。
- ③配分は「TACの内数」として行うとともに、「管理を行う際の参考となる数量」を提示する。
- ④採捕停止命令等は行わない。(必要な助言・指導等を行う。)

【ステップ2】

- 配分は「試行水準」として行うとともに、「管理の目安数量」を提示する。
- 管理における課題解決の取組について十分な進展を目指す。
- ※【ステップ1】①②④の取組を継続する。
- ※これらの取組に十分な進展があった場合にステップ3へ移行する(ステップ 1,2で3年間を想定)。

【ステップ3】

「3年以内に資源管理方針を見直す」以外は通常のTAC管理と同様の管理を行う。

カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理の概要について (5)ステップ2への移行について

● ステップアップ管理期間中の取組として、カタクチイワシ瀬戸内海系群については、資源管理方針に以下の記載がある。

第8 その他資源管理に関する重要事項

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

2. TAC管理年度の変更について

- TAC管理年度を1月-12月から4月-翌3月に変更することで、SH会合又はTAC意見交換会等の開催時期を、以下の図のように後ろ倒しして開催することができ、関係者が当該関連会合等に参加しやすくなるメリットがある。
- このため、TAC管理年度を4月一翌3月に変更することとする(現在、資源管理基本方針別紙の変更のためのパブリックコメントを実施しているところ)。

